



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 27 日（木曜日） 第 597 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁	
○宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則……………（建築住宅課） 1		）の所在地の変更……………（障がい福祉課） 5
○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………（ “ ） 1		○道路の区域の変更（3 件）……………（道路保全課） 5
告 示		○道路の供用の開始（4 件）……………（ “ ） 6
○学校法人の行うことのできる収益事業の種類の一部改正……………（みやざき文化振興課） 4		○道路の占用を制限する区域の指定（4 件）……………（ “ ） 7
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 4		○特定道路占用区域の指定……………（ “ ） 8
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出（ “ ） 4		公 告
○救急病院の認定……………（医療政策課） 4		○県営土地改良事業の工事の完了……………（農村整備課） 8
○救急診療所の認定……………（ “ ） 4		○公共測量の終了の通知……………（管理課） 8
○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 5		○知事が行う都市計画事業の変更の公告……………（都市計画課） 8
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（ “ ） 5		人事委員会規則
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（2 件）……………（ “ ） 5		○育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則…………… 8
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療		○休憩時間の一斉付与の特例に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
		○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 9
		人事委員会告示
		○有給休暇の承認の基準の一部を改正する告示…………… 11
		県議会規則
		○宮崎県議会傍聴規則の一部を改正する規則…………… 12
		○宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則…………… 12

規 則

宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第11号

宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（昭和27年宮崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 1 条 この規則は、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第 5 条の 2 第 2 項の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第 9 条の規定による届出に係る書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定める。	第 1 条 この規則は、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第10条に規定する特定書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定める。
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第12号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和47年宮崎県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（変更の届出に添付する書類） 第3条 省令第5条の3第1項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書には、同条第2項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる変更等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 （1） 商号若しくは名称、役員の氏名又は事務所の名称の変更（法人の場合に限る。） 省令第1条の2第1項第10号の書面（変更前と変更後の内容が分かるもの） （2） 事務所の所在地の変更又は新設 省令第1条の2第1項第10号の書面（変更前と変更後の内容が分かるもの）及び事務所の平面図又は間取図 （3） 〔略〕 （廃業等の届出に添付する書類） 第3条の2 省令第5条の5の廃業等届出書には、法第11条第1項第5号に該当する場合を除き、当該届出に係る事由を証する書面を添付しなければならない。 （宅地建物取引士資格試験） 第5条 法第16条第1項の宅地建物取引士資格試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別記様式第2による受験申込書に、次に掲げる書類及び使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）別表第2の436の項に定める額の手数料を添えて知事に提出しなければならない。ただし、法第16条の2第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に試験の実施に関する事務を行わせる場合にあっては、この限りでない。 （1） 写真（最近6月以内に撮影した正面上半身無帽の縦横5センチメートルのもの） （2） 省令第10条の5第6号の登録講習修了者証明書（法第16条第3項の規定による免除を受けようとする場合に限る。） 2 〔略〕 （書類の部数） 第18条 省令第2条第2項（省令第5条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。 2 〔略〕	（変更の届出に添付する書類） 第3条 省令第5条の2第1項の変更届出書には、同条第2項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる変更等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 （1） 商号若しくは名称、役員の氏名又は事務所の名称の変更（法人の場合に限る。） 省令第1条の2第1項第11号の書面（変更前と変更後の内容が分かるもの） （2） 事務所の所在地の変更又は新設 省令第1条の2第1項第11号の書面（変更前と変更後の内容が分かるもの）及び事務所の平面図又は間取図 （3） 〔略〕 （廃業等の届出に添付する書類） 第3条の2 省令第5条の4の廃業等届出書には、法第11条第1項第5号に該当する場合を除き、当該届出に係る事由を証する書面を添付しなければならない。 （宅地建物取引士資格試験） 第5条 法第16条第1項の宅地建物取引士資格試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別記様式第2による受験申込書に、写真（最近6月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）及び使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）別表第2の436の項に定める額の手数料を添えて知事に提出しなければならない。ただし、法第16条の2第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に試験の実施に関する事務を行わせる場合にあっては、この限りでない。 2 〔略〕 （書類の部数） 第18条 省令第2条第2項（省令第5条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。 2 〔略〕

別記様式第2を次のように改める。

様式第 2（第 5 条関係）

宅地建物取引士資格試験 受験申込書	受験手数料 宮崎県収入証紙 はり付け欄 (消印しないこと。)		※ 受付（受験）番号 (頭符号) (番号) —		(写真はり付け欄)	
			※係員		年 月 日撮影	
			※受付			
私は、宅地建物取引士資格試験を受けたいので、受験手数料を添えて申し込みます。 年 月 日 宮崎県知事 殿						
氏 名						
申込者	氏	名	性別（○印）		生年月日	
ヨミガナ			1 男 2 女		西暦	年 月 日
氏名						年齢 (記入日時点) 歳
現 住 所	郵便番号		—		自宅固定電話 () —	
	都道府県・市区郡町村				携帯電話 — —	
	町名（字名） ・番地				その他 名称 電話	内線
	建物名・号棟		号棟			
	部屋番号等		号室		E-mail	
		様方		自宅FAX () —		
職業区分 (該当番号を ○で囲む)	1	2	3	4	5	6
	不動産 関係業	金融 関係業	建設 関係業	1, 2, 3 以外 の職業	学生	その他
配慮希望						障がいのある方など受験上の配慮を希望する方は、左欄に○を記し、配慮希望内容を記載した書面等を同封すること。

登録講習修了者として申込み（5 問免除） 二重線内を全て記入すること。						
修了試験 合格年月日	西暦	年 月 日	修了番号	登録番号 (登録講習修了者証明書がある方は、 裏面にホチキス留め（任意）)		
申込者の氏名 と異なるとき 記入	修了時の氏		修了時の名		5 問免除の申込みの記入に漏れ・誤りがある又は氏名変更証明の公的書類が不完全なときは一般申込者扱いされることに、私は申込者として異議ありません。	
ヨミガナ						
修了時の氏名						

(注) 1 ※の欄は、記入しないこと。

2 記入は青若しくは黒インク又はボールペンで丁寧に書き、数字は算用数字を用いること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 163号

学校法人の行うことのできる収益事業の種類（平成20年宮崎県告示第 309号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
私立学校法（昭和24年法律第 270号） <u>第26条第2項</u> の規定に基づき、知事の所轄に属する学校法人及び同法 <u>64条第4項</u> の法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。 [略] 1 私立学校法 <u>第26条第1項</u> の規定により知事の所轄に属する学校法人及び同法 <u>64条第4項</u> の法人の行うことのできる収益を目的とする事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次項に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。 （1）～（6） [略] 2 収益事業の種類は、 <u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第 405号）</u> に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 （1）～（18） [略]	私立学校法（昭和24年法律第 270号） <u>第19条第2項</u> の規定に基づき、知事の所轄に属する学校法人及び同法 <u>第 152条第5項</u> の法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。 [略] 1 私立学校法 <u>第19条第1項</u> の規定により知事の所轄に属する学校法人及び同法 <u>第 152条第5項</u> の法人の行うことのできる収益を目的とする事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次項に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。 （1）～（6） [略] 2 収益事業の種類は、 <u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項</u> に規定する統計基準である日本標準産業分類（次項において「 <u>日本標準産業分類</u> 」という。）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 （1）～（18） [略]

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 164号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人シゲシロ 歯科医院	都城市早鈴町11街区18号	令和7年2月1日
松田整形外科ペイ ンクリニック	日南市中央通二丁目3番地5	令和7年2月6日
こあら薬局	小林市水流迫 944番地8	令和7年3月2日

宮崎県告示第 165号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和7年3月27日

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人啓仁会城 南病院	都城市大王町30街区5号	令和7年1月30日

宮崎県告示第 166号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
地方独立行政法人西都 児湯医療センター	西都市大字妻1550番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

宮崎県告示第 167号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険西米良診療所	児湯郡西米良村大字村所66番地 1

- 2 救急診療所の認定の有効期間
令和 7 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 30 日まで

宮崎県告示第 168号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300448	セカンドスクールおおぬき	宮崎県延岡市大貫町 5 丁目 2299 番地 1	合同会社セカンドスクール	宮崎県延岡市富美山町 512 番地 3	令和 7 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

宮崎県告示第 169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護事業所ブレイブマーリン	日南市	訪問看護	令和 7 年 3 月 1 日

宮崎県告示第 170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
みつばち診療所	宮崎市	精神通院医療	令和 7 年 3 月 1 日

宮崎県告示第 171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
東洋堂薬局	宮崎市	薬局	令和 7 年 3 月 1 日
訪問看護事業所ブレイブマーリン	日南市	訪問看護	令和 7 年 3 月 1 日
訪問看護ステーション太	延岡市	訪問看護	令和 7 年

陽の里			3 月 1 日
訪問看護ステーション瑞	宮崎市	訪問看護	令和 7 年 3 月 1 日

宮崎県告示第 172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
きむら薬局	門川町	東臼杵郡門川町須賀崎 1 丁目 41 番地	東臼杵郡門川町須賀崎 1 丁目 41 番地 1	令和 7 年 2 月 17 日

宮崎県告示第 173号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	221 号	えびの市大字大明司字熊坂 9 番 7 地先から同市大字坂元字鶴田溝添 362 番 1 地先まで	旧	10.7～16.3	809.6
				新	12.9～17.5	809.6

宮崎県告示第 174号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	221号	西諸県郡高 原町大字西 麓字馬登17 89番 1 地先 から同郡同 町同大字同 字1722番 2 まで	旧	9.9～ 22.6	369.7
				新	10.7～ 25.1	369.7

宮崎県告示第 175号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大桑 木 570番21 地先から同 郡同村同大 字同字 570 番21地先ま で	旧	6.7～ 9.4	85.5
				新	9.2～ 20.3	85.5

宮崎県告示第 176号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	西都市大字 尾八重字大 椎葉 518番 9 地先から 同市同大字 同字 518番 9 地先まで	令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県告示第 177号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	西都市大字 中尾字小崎 151番 4 地 先から同市 同大字同字 151番 4 地 先まで	令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県告示第 178号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大桑 木 570番21 地先から同 郡同村同大 字同字 570 番21地先ま で	令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県告示第 179号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡川南町大字川南字坂下 100 17 番 1 から同郡都農町大字川北字森添南 2832 番 3 地先まで	令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県告示第 180号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	えびの市大字大明司字熊坂 9 番 7 地先から同市大字坂元字鶴田溝添 362 番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県告示第 181号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	西諸県郡高原町大字西麓字馬登 1789 番 1 地先から同郡同町同大字同字 1722 番 2 まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県告示第 182号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木 5 70 番 21 地先から同郡同村同大字同字 5 70 番 21 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県告示第 183号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 27 日から同年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	稲葉崎平 原線	延岡市壱山町二丁目3021番1地先から 同市古川町 609番5まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年3月27日

宮崎県告示第 184号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条第1項第1号の規定により、特例道路占用区域を次のとおり指定する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定の区域及び施設等の種類

指定の区域			施設等の種類
道路の 種 類	路線名	区 間	
県道	宮崎停 車場線	宮崎市橘通東三 丁目 126番3地 先から同市高千 穂通二丁目1番 地先まで（次の 図に示す部分に 限る。）	道路法施行令（昭和27年 政令第 479号）第11条の 10第1項に規定する自転 車駐車器具で自転車を賃 貸する事業の用に供する もの

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部道路保全課に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

公 告

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
割 付	都城市	県営ため池等整備 事業	令和6年12月3日
坂 狩	五ヶ瀬町	県営ため池等整備 事業	令和7年1月10日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 作業地域
宮崎県えびの市大字末永
- 作業終了日
令和7年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第1項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画道路事業 3・4・66号 中央西通線
- 施行者の名称
宮崎県
- 事業所の所在及び名称
宮崎県都城市北原町24の21
宮崎県都城土木事務所
- 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

人事委員会規則

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第6号

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成11年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第6条 〔略〕 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条の2第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 〔略〕 (2) 当該請求に係る子が、 <u>条例第9条の2第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合</u>	第6条 〔略〕 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条の2第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 〔略〕 (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合
3・4 〔略〕	3・4 〔略〕

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

休憩時間の一斉付与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第7号

休憩時間の一斉付与の特例に関する規則の一部を改正する規則

休憩時間の一斉付与の特例に関する規則（平成12年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（休憩時間の一斉付与の除外手続） 第2条 任命権者は、前条各号のいずれかに該当する場合において、休憩時間を一斉に与えないこととするときは、あらかじめ <u>人事委員会と協議して、当該公署における休憩時間の一斉付与の除外の対象となる職員の範囲及び当該職員への休憩時間の付与の方法を定めなければならない。</u>	（休憩時間の一斉付与の除外手続） 第2条 任命権者は、前条各号のいずれかに該当する場合において、休憩時間を一斉に与えないこととするときは、あらかじめ当該公署における休憩時間の一斉付与の除外の対象となる職員の範囲及び当該職員への休憩時間の付与の方法を定めなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第8号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業） 第11条の2 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 〔略〕 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第24条第1項に規定する <u>就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの</u> (3) 〔略〕 （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第24条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る <u>就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の2）に、同</u>	（条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業） 第11条の2 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 〔略〕 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第24条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの (3) 〔略〕 （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第24条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）

号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の3）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の4）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の3）に、同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の4）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

様式第16号の2を次のように改める。

様式第16号の2 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第16号の3（第24条関係） （表面） 再就職手当に相当する退職手当支給申請書 [略] [略] [略] （裏面） [略]	様式第16号の3（第24条関係） （表面） 再就職手当に相当する退職手当支給申請書 <u>（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）</u> [略] [略] [略] <u>（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。</u> （裏面） [略]
様式第16号の4（第24条関係） （表面） 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書 [略] （裏面） [略]	様式第16号の4（第24条関係） （表面） 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書 <u>（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）</u> [略] <u>（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。</u> （裏面） [略]
様式第17号（第24条関係）	様式第17号（第24条関係）

（表面）	（表面）
常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書	常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書 （必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
（裏面）	（裏面）
[略]	[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第1号

有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
有給休暇の承認の基準		有給休暇の承認の基準	
原 因	承 認 の 基 準	原 因	承 認 の 基 準
[略]		[略]	
15 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を <u>行う</u> ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	[略]	15 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、 <u>疾病の予防</u> を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による <u>学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会</u> が定める事由に伴うその子の世話を <u>行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会</u> が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	[略]

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

県議会規則

宮崎県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県議会議長 濱 砂 守

宮崎県議会規則第 1 号

宮崎県議会傍聴規則の一部を改正する規則

宮崎県議会傍聴規則（昭和58年宮崎県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（傍聴席に入ることができない者） 第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （1） 〔略〕 （2） 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者 （3） はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者 （4） ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第14条の規定により撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。 （5） 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者 （6） 酒気を帯びていると認められる者 （7） 異様な服装をしている者 （8） その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。 （傍聴人の守るべき事項） 第13条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。 （1） 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 （2） 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。 （3） はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。 （4） 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 （5） 飲食又は喫煙をしないこと。 （6） みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。 （7） その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。	（傍聴席に入ることができない者） 第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 （1） 〔略〕 （2） ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者 （3） 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者 （4） 酒気を帯びていると認められる者 （5） その他会議を妨害することが明らかであると認められる者 （傍聴人の守るべき事項） 第13条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。 （1） 静粛にすること。 （2） 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。 （3） 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。 （4） 飲食又は喫煙をしないこと。 （5） その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県議会議長 瀨 砂 守

宮崎県議会規則第 2 号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（出席又は欠席の届出） 第 2 条 〔略〕 2 議員が公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3 〔略〕 （指定者以外の退場） 第96条 法第 115条第 1 項ただし書の規定による秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。	（出席又は欠席の届出） 第 2 条 〔略〕 2 議員が公務、疾病、出産（<u>配偶者の出産を含む。</u>）、育児、介護、<u>看護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3 〔略〕 （指定者以外の退場） 第96条 法第 115条第 1 項ただし書の規定による秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場<u>及び傍聴席</u>の外に退去させなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--